

町総代・自治会長・協議委員臨時合同会議

令和5年10月29日(日)

午後7時30分～

中央交流会館多目的ホール

会 議 次 第

- 1 木津6区の財産及び基金(別紙)
- 2 木津6区財産管理委員会
- 3 木津6区基金の配分決定
- 4 今後の扱い
 - ① 木津町区に関わる財産処理委員会の設置並びに規約の策定
 - ② 基金の用途について(別紙)
 - ③ 自治振興補助金の交付申請手続き(別紙)
- 5 その他

臨時合同会議による木津6区基金の配分等に関する説明会資料

令和5年10月29日(日)午後7時30分～

会場:中央交流会館 多目的ホール

木津6区財産および基金

- 昭和5年当時、「木津町区・木津区」等名義で登記されていた溜池など区の共有財産。これらは同年木津町に寄付されたが、将来処分等により生じる収益は、区に属する町費に充てることが明記された。木津町区および木津区の中から本町東区、本町西区、下川原区、宮ノ裏区が新たに誕生したことから、以上の共有財産はこれら木津6区に帰属することになった。
- 上記財産のうち、城山台地区に点在していた溜池は開発造成地に換地された。これらは後述する財産管理委員会を通じて処分が行われ、その売却益は基金として積立てられた。他に溜池に掛かる送電線の線下補償金も、先行して平成21年より基金が積立てられていた。なお収益全体のうち80%が基金になり、残り20%を市経費として納める仕組みになっている。
- 木津6区基金残高は、令和4年度末で6億円余りと想定。

木津6区財産管理委員会

- 財産の管理運営(財産の処分の決定など)を行うため、木津6区財産管理委員会発足(事務局:木津川市財政課、期間:平成29年9月～令和3年9月の4年間)。委員は総勢16名で構成(木津町区、木津区、本町東区、下川原区から各3名、本町西区、宮ノ裏区から各2名)。委員は地域長の推薦により選任(本区では松田地域長、太井子副、上村前)。
- 委員会の活動は、城山台地区換地売却の計画と実施が主で、令和3年にはほぼすべての換地を売却した。売却等により積立てられてきた基金の配分や用途については、何度か委員会で協議されたが合意には至らなかった。
- 財産によって得られた基金は地域住民全体の福祉向上のために使用することが大原則とされている。しかし、委員会ではそのことが余りにも形式的に解釈され、農業関係者が財産を維持管理してきた歴史的経緯などは一切考慮しないという考えが支配的であった。
- 第二期目の財産管理委員会(期間:令和3年9月～同7年9月の4年間;本区では駒井地域長、奈良副、太井子前)。委員の顔ぶれが変わったこともあり、財産の歴史的経緯を考慮した基金の配分を行うべきという意見が最終的に受入れられた。

木津6区基金の配分決定

- 6区基金の積立残高のうち6億円を以下のように6区に配分する案は、本年2月9日開催の財産管理委員会において内定した; 一般用として各区に5千万円ずつ(計3億円)、木津町区と木津区には農業関係用として1.2億円ずつ(計2.4億円)および墓地関係用として3千万円ずつ(計6千万円)。
- その後、新年度を迎え事務局員の交代があり、上記配分案の正式決定は本年8月21日開催の財産管理委員会までずれ込んだ。なお、積立残高の余剰金および以降に発生する6区基金(線下補償、土地貸付、貸付地の売却など)の配分については、将来の協議に委ねることが当委員会において付帯決議された。

今後、①木津町区農業関係財産処理委員会・②木津町区区民財産処理委員会の二委員会の規約案を

策定し、②については、木津町区通常総会での審議承認を経た後に当該委員会を設立。

なお、③東山墓地財産処理委員会の規約の策定は、東山墓地管理委員会で検討される予定。

但し、東山墓地の整備に関わる事業補助金申請者も地域長名での取扱いとなることも想定される。

以下、令和5年 9月23日(土) 木津町区農業者を対象(特記)にした説明会を開催

- ・ 6区基金配分案が内定した昨年度末の平成5年2月、木津町区では水利組合と実行組合の役員さんに参集いただき基金およびその用途について事前の打合せを行った。近々正式決定されるであろう基金配分に迅速対応できるよう備えた処置であったが、実際の正式決定まで半年近くを要したのは前述のとおりである。その時のメンバーで農業関係の財産処理委員会を組織したいので、事後となりますが皆様の承認をお願いします。
- ・ 上記処理委員会は、基金の適切な管理運営や用途に関する計画・実行を担うことを目的とする。規約を定め、会長等の役職を配置する必要がある、今後委員会メンバーを中心に検討を行う。なお、地域長は可能な限り要職に就いて本委員会に加わるのが望ましい。また、本委員会は木津町区の自治会活動を担う一組織として位置付けた方が良いと思われる。

農業関係に係る基金の用途について

- ・ 市内における基金を用いた農業関係事業の実績について、以下のケースが例示された；排水路補修及び里道擁壁補強工事、農道・里道整備事業・舗装工事・補修工事、獣害防止柵修繕工事、除草工事、水路清掃作業工事、揚水機他維持管理事業・農業用ポンプ維持。
- ・ 財産によって得られた基金は地域住民全体の福祉向上のために使用することが大原則であることを踏まえれば、農業関係の費用は例えば防災対策や環境衛生への波及効果などを援用することにより、農業関係者のみならず区民全体の福祉向上に寄与するものであるとの考え方を整理することが望まれる。
- ・ 除草作業などについては、予め規約に日当(時給)などを定めておき、それに基づいた支払いであれば出合い仕事として支出が認められる。ただしこうした区直轄の事業では、管理費や事務経費、人件費などの間接経費の支出は認められない。具体的に、コピー用紙〇枚、プリンターインク代など、直接経費を積み上げる。

自治振興補助金の交付申請手続き [各書面手続きは指定書式]事業実施年度は翌年度

- ・ 各区に配分された基金は、自治振興補助金という形で木津川市がその支出を管理する。区では、財産処理委員会で事業検討を行い、地域長を通じて市へ事業認可申請(12月末まで、業務委託事業では業者見積2通以上必要)。木津6区財産管理委員会の審査(翌年1~2月)、市議会の承認を経て予算化、市より内示通知(4月)。
- ・ 新年度に入り改めて地域長より補助金交付申請。市からの事業決定通知受領後に事業実施。必要に応じ※概算払交付申請、変更交付申請を行う。事業完了後、事業実績報告書提出、補助金額確定通知書受領後請求書提出、最後に補助金が交付され当事業の手続き完了。
- ・ 以上の各種申請書提出者は必ず地域長名とし、事務処理は財産処理委員会が担うものとする。

上記※概算払交付申請:業務委託事業において、業者が業務を完了した際に、発注者側に手持ち資金がないため先行して交付申請を行い、当該交付金を業者への支払いに充当する場合。この場合においても以後、完了実績報告書提出の手続きが必要。

項 目	総 額	基金+市	基 金	備 考
土地売却 H29	—	173,142,000	138,513,600	
H30	—	332,346,000	265,876,800	
R2	—	210,154,379	168,123,503	
R3	92,304,588	23,076,147	18,460,918	4区共有(木津、市坂、鹿背山、梅谷各村)・四等分
除草費・利子等相殺(H27～R3)			-238,629	
小 計	—	738,718,526	590,736,192	
土地使用補償金 H19～H26	—		1,947,339	UR工事に伴う補償金 木津中央地区
土地貸付収入 R3	—	1,109,979	887,983	城山台小学校駐車場
天神池線下補償 一括払い	—		4,917,900	
文廻池線下補償 H21	—		579,200	
H22～H26	—		2,828,050	565,610 円/年
H27～R1	—		2,548,800	509,760 円/年
R2～R3	—		917,864	458,932 円/年
小 計	—		6,873,914	
基金利子他	—	—	370,485	
①収入合計	—	—	605,733,813	
除草工事費 H27			1,053,800	
H28			2,306,206	
H29			2,304,261	
H30			1,261,772	
R1			870,180	
R2			622,141	
②支出合計			8,418,360	
①－②計算上の令和3年度末基金残高			597,315,453	
R4.7.9会議・事務局による令和3年度末基金残高			597,315,453	
R4年度末基金残高(想定額)			606,530,000	
五領池線下補償(H21～R3)・市坂区と共有			7,400,000	市坂区と折半
土地貸付収入			880,000	城山台小学校駐車場
文廻池線下補償費			450,000	
五領池線下補償費			490,000	市坂区と折半
令和4年度基金収入合計(想定額)			9,220,000	

準財産区財産事業補助金の流れ

時期等	内容等	備考
12月末まで (区等から市へ提出)	自治振興補助金事業認可申請書	新年度に基金を活用した事業の実施を計画される区から、事業認可申請書を市への提出 【添付書類】 ①予算額の根拠となる資料(業者見積書(2者以上))等 ②事業実施位置図、工事の場合は工事概要がわかる図面等
↓		
1月下旬	財産処理委員会	各区から提出された事業認可申請について、承認の可否を決定します。
↓		
3月下旬	市議会	財産処理委員会での決定に基づき、市が旧木津町準財産区特別会計予算案を調製し、市議会定例会に上程、審議(本会議及び議案付託先の総務文教常任委員会)を経て採決されます。
↓		
4月上旬 (市から区等へ通知)	自治振興補助金内示通知書	市議会でも可決されれば予算成立。市から事業認可を申請された区へ通知し、補助金交付申請書の提出をお願いします。
↓		
内示通知書到着後 (区等から市へ提出)	自治振興補助金交付申請書	区等から市へ補助金交付申請書を提出 ※事業の契約締結においては、2者以上から見積書を徴取し、事業が適正かつ安価に実施できるよう努めてください。 ※事業認可申請より安価な見積書を徴取した場合は、その見積書を添付し、安価な方の額で交付申請してください。
↓		
交付申請後 (市から区等へ通知)	自治振興補助金決定通知書	区等から提出された補助金交付申請の内容を確認、適正であれば仰裁し、補助金交付決定が決裁され次第、交付決定を通知します。
↓		
交付決定通知書到着後	区等で事業着手	※必ず、補助金交付決定を受けてから事業着手してください。
↓		
必要に応じて (区等から市へ提出)	自治振興補助金変更交付申請書(☆)	※先に申請した内容に変更が生じた場合、申請してください。 (仕様・数量・金額等に変更があった場合) ※事業が完了した後の変更申請はできません。 【添付書類】 ・変更した内容がわかる書類(見積書、図面等)
↓		
変更交付申請後 (市から区等へ通知)	自治振興補助金変更交付決定通知書	
↓		
必要に応じて (区等から市へ提出)	自治振興補助金概算払交付申請書(☆)	※自治振興補助金交付決定額及び変更交付決定額の範囲内で、事業完了(区等から業者への支払い)までに補助金の交付を受けたい場合に申請してください。 ※基本的には、先に区等から業者に事業の支払いをしてもらい、実績報告書の提出を経て、区等から市へ補助金の請求をしてもらいますが、先に補助金の交付を受けないと事業が完了しない場合のみ申請してください。 【添付書類】 ①契約書の写し(できるだけ締結してください。) ②請求書・領収書の写し(業者からのもの、添付できない場合は、世預金通帳の写しや支払日・金額・内容がわかる書類) ③工事写真等(事業の実施前・中・後の各段階の写真) ④その他概算払の必要となることわかるもの ⑤廃棄処分したものがあある場合、マニフェストの写し
↓		
概算払交付申請後 (市から区等へ通知)	自治振興補助金概算払交付決定通知書	
↓		
概算払交付決定後 (区等から市へ提出)	自治振興補助金概算払請求書(☆)	※補助金は口座振込で支払いますので、口座名義は、区等(区長、会計等で可)又は区長個人の口座としてください。 ※提出の際に、振込先の通帳又はその写しをご持参ください。
↓		
請求書提出後 (市から区等へ)	補助金の交付(概算払)	
↓		

事業完了後 (区等から市へ提出)	自治振興補助金事業実績報告書 自治振興補助金概算払精算書(☆)	【添付書類】 ①契約書の写し(できるだけ締結してください。) ②請求書・領収書の写し(業者からのもの、添付できない場合は、世預金通帳の写しや支払日・金額・内容がわかる書類) ③工事写真等(事業の実施前・中・後の各段階の写真) ④その他概算払の必要となることわかるもの ⑤廃棄処分したものがある場合、マニフェストの写し ⑥概算払の交付を受けた場合は、自治振興補助金概算払精算書及び領収書
実績報告後 (市から区等へ通知)	自治振興補助金額確定通知書	事務局で完了検査を行い、適正であれば仰裁し、補助金交付額確定が決裁され次第、通知するとともに、補助金の請求書提出をお願いします。
額確定通知書到着後 (区等から市へ提出)	自治振興補助金請求書	※補助金は口座振込で支払いますので、口座名義は、区等(区長、会計等で可)又は区長個人の口座としてください。 ※提出の際に、振込先の通帳又はその写しをご持参ください。
請求書提出後 (市から区等へ)	補助金の交付	

※年度途中での事業認可申請は認められませんのでご注意願います。(緊急を要する等やむを得ない場合を除く。)

※太字で記載された内容は、区長等が行う手続き等となります。

※(☆)の申請は、必要に応じて提出してもらう書類となります。

<参考> 自治振興補助金の使途(市資料から抜粋)

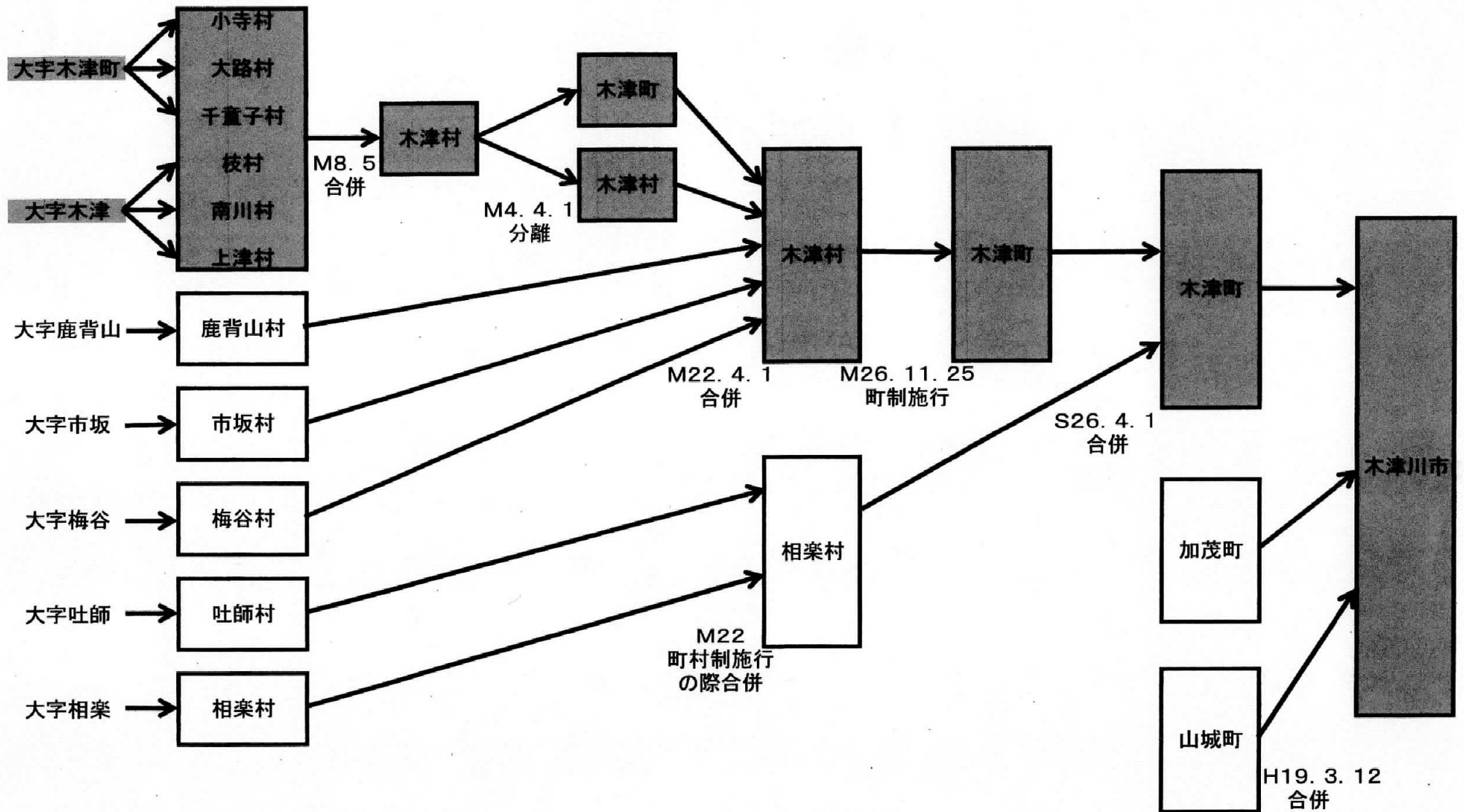
農業関係、里道、ため池、農道改修、維持管理

- ・排水路補修及び里道擁壁補強工事
- ・農道、里道整備事業、舗装工事、補修工事
- ・獣害防止柵修繕工事
- ・除草工事
- ・水路清掃作業工事
- ・揚水機他維持管理事業、農業用ポンプ維持

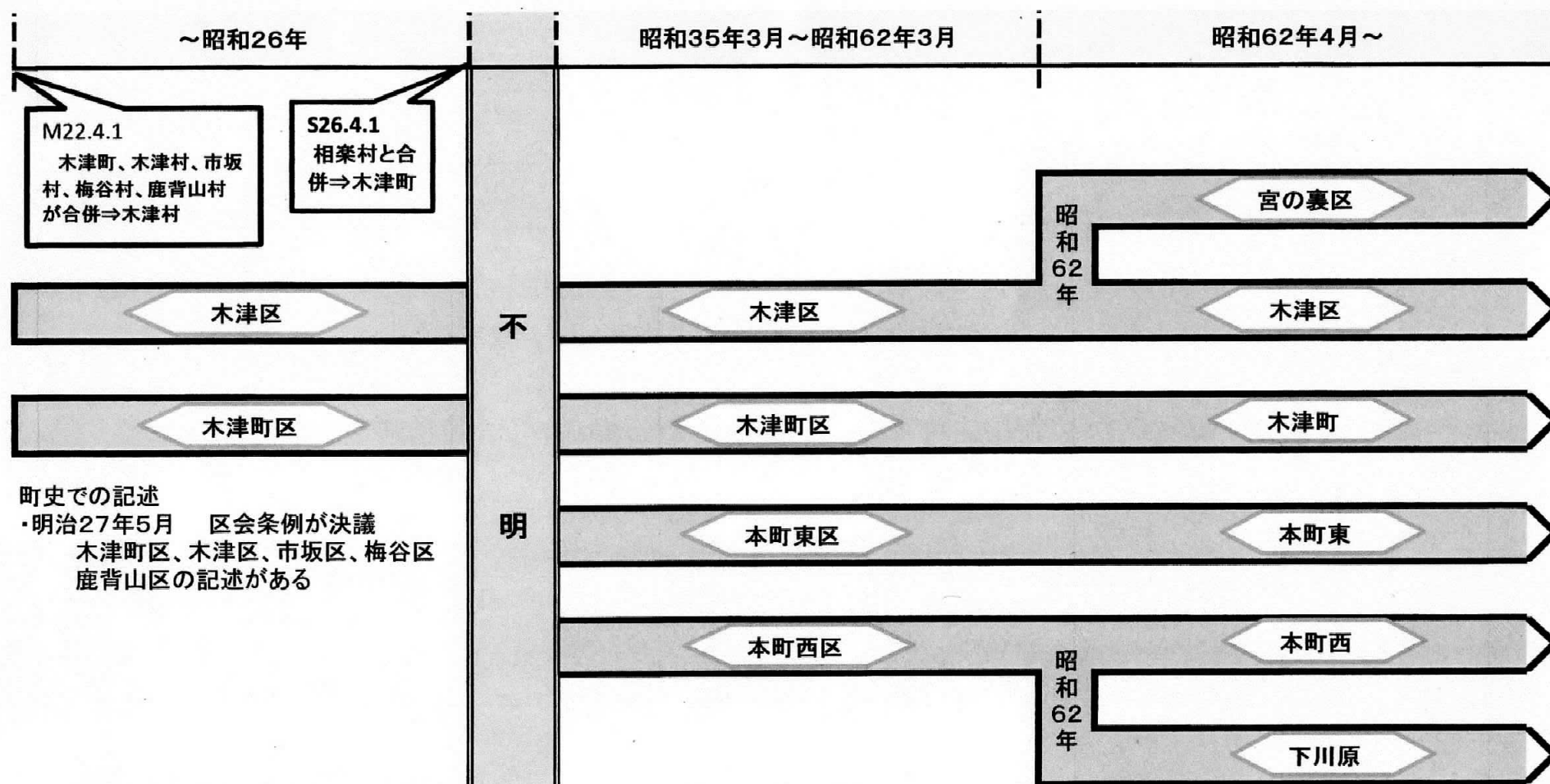
要綱第6条に規定する公共投資並びに補償の支出費目として認められるもの

費 目	内 容
集会所建設事業費	新築・増築・改築・補修・設備工事、用地買収、測量設計、管理業務、初年度調弁費
公園建設事業費	用地買収、設備費、測量、設計
道路建設事業費	新設・舗装等改良工事、用地買収、測量、設計
用排水路改修事業費	新設・改良工事、用地買収、測量、設計
下水管等布設事業費	下水管・配水管・ガスパ等布設工事、用地買収、測量、設計
溜池管理事業費	溜池等測量、調査、防護柵、護岸工事、危険防止柵
水利等補償費	水利補償、養魚補償、その他の補償
地域文化等振興事業費	神輿等新調・補修、同収納庫建設・補修
集会所運営費	光熱水費、電話料金、火災保険料

木津町の名称変更



木津町区・木津区の変遷



町史での記述

・明治27年5月 区会条例が決議
木津町区、木津区、市坂区、梅谷区
鹿背山区の記述がある

上の年代の標記は木津町史等で区の変遷年代が明らかなもの。

本町東・西の発足年は不明だが、歴代の区長・副区長を記載した名簿によると、最初の本町東区長の選任は昭和35年3月10日付け、同本町西区長は昭和35年4月23日となっている。

一方、昭和35年3月18日提出の議案「木津町区長設置条例の一部改正の件」については、本町西区関係区域欄中「三丁目、四丁目」を削るとなっており、既に本町西区が存在していたことを示している。